

平成 23 年版

浜松市の市税のすがた

浜 松 市

目 次

I	浜松市の税のあらまし	
1	はじめに	1
2	平成 22 年度市税の決算状況と分析	
(1)	平成 22 年度収入状況	2
(2)	収入率の状況	5
(3)	滞納繰越額の状況	7
(4)	不納欠損処理の状況	9
3	平成 23 年度市税予算の概要	11
II	収納率向上・滞納額削減対策	
1	平成 22 年度実績	12
2	平成 23 年度の目標と対策	14
3	個別の取組	
(1)	民間委託による効果の検証	16
(2)	コンビニ収納による効果の検証	17
(3)	口座振替推進対策	18
(4)	外国人の収納対策	19
(5)	特別徴収事業所の拡大策	20
(6)	浜松納税意識啓発市民会議との協働	21
(7)	エルタックスの実績と取組	22
(8)	市役所の税務組織体制の見直し	23
III	国と地方の取組	
1	国と地方の税体系	24
2	静岡地方税滞納整理機構の実績と効果	26
3	条例指定寄附金制度	27
4	ふるさと納税(寄附金)制度	28
IV	浜松市の税の分析	
1	統計からみた税の分析	
(1)	全国的な比較からみた浜松市の特徴	30
(2)	経年変化からみた平成 22 年度決算の特徴	32
(3)	浜松市の市税収入率及び滞納繰越額実績表	34
2	市民一人当たりの分析	
(1)	市民一人当たりの市税と歳出額の関係	35
(2)	市民一人当たりの個人市民税と法人市民税の関係	36

I 浜松市の税のあらまし

1 はじめに

地方自治体を支える財源には様々な種類があり、税はそのひとつである。

本市においては、個人市民税をはじめとして全部で9種類の税を課税しており、平成22年度における市税収入1,238億円は、一般会計歳入総額2,858億円の43.3%を占め、本市の財政運営に重要な役割を担っている。

市税の収入率は、平成19年度からの「税源移譲」に伴う個人市民税の負担増加や平成20年度後半からの世界同時不況により、昨年度まで3年連続で低下していたが、平成22年度は、現年分滞納処理体制の確立、差押えを中心とした滞納整理の徹底等の対策により上昇に転じた。

また、平成22年度末の市税累積滞納額は、前年度比7.4億円減少し、約74億円となっている。

平成23年度の市税収入においては、個人市民税と法人市民税の増加等により、当初予算における前年度比40億円の増加となっているものの、本年3月に発生した東日本大震災の経済への影響が不透明な中、徴収環境は依然として厳しい状況が続くものとみられる。

収納率向上・滞納額削減は、市財政の運営はもとより税等の公平性の確保にとって極めて重要な要素である。滞納は、結果的に多くの善良な市民の負担となることから、負担の公平性を揺るがし、市民のモラルハザードに繋がる問題にもなりかねない。

本市では、市税滞納額の削減の目標値等を定めた「市税滞納削減アクション・プラン」を平成19年6月に策定し、収納率の向上や滞納額削減に向けて、職員が一丸となって様々な対策に取り組んだ。また、平成22年9月には、「新アクションプラン」を策定し、「早期の対策で滞納を断つ」とのスローガンを掲げ、一層の収納率向上・滞納額削減に取り組んでいる。

この「市税のすがた」は、市税の状況を総合的に開示するとともに、収納状況等の分析に基づき、今後の取組を示すことで、市税の現状についてご理解いただく際の案内役となるものと考えている。

2 平成 22 年度市税の決算状況と分析

(1) 平成 22 年度収入状況

(単位：百万円、%)

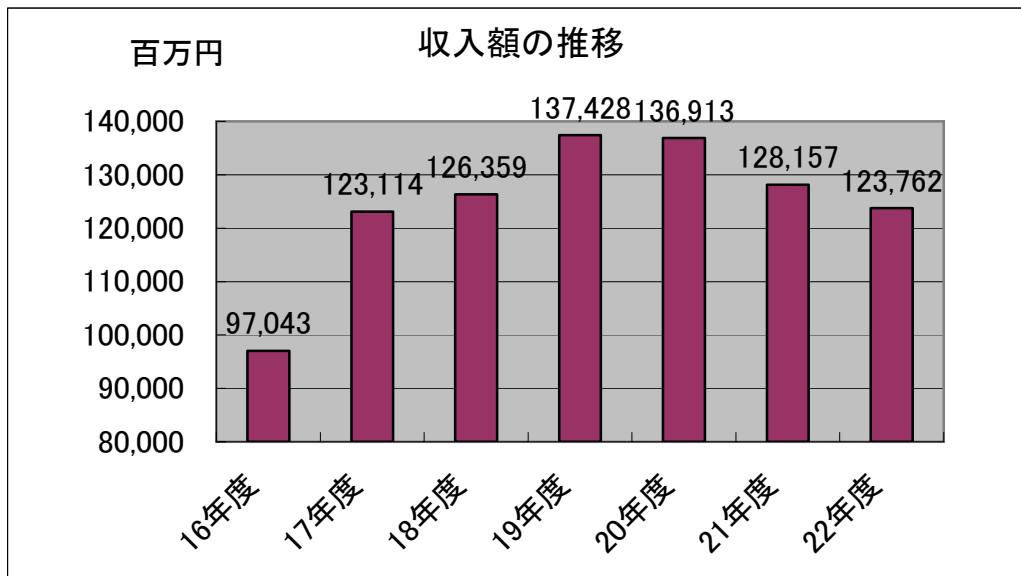
		21 決算額	22 最終予算	22 決算額	④=③-① 決算 増減額	/ 決算 増減率	- 予算 増減額
市民税	個人	50,301	43,133	44,003	6,298	12.52	870
	法人	8,243	9,258	10,116	1,873	22.72	858
固定資産税		53,381	53,585	53,291	90	0.17	294
軽自動車税		1,438	1,396	1,467	29	2.02	71
市たばこ税		4,234	4,344	4,308	74	1.75	36
事業所税		3,874	3,630	3,763	111	2.87	133
都市計画税		6,574	6,594	6,700	126	1.92	106
その他の税		112	104	114	2	1.79	10
計		128,157	122,044	123,762	4,395	3.43	1,718

《収入額の現状》

前年度に引き続き景気低迷の影響を受け約 44.0 億円の減

- ・市税総額は 1,237 億 6,200 万円で、前年度比約 44.0 億円の減となった。
これは、個人市民税の大きな落ち込みが主な要因である。
- ・個人市民税は、リーマンショックによる個人所得の落ち込みの影響で前年度比約 63.0 億円の大幅減となった。
- ・法人市民税は、製造業・金融保険業を中心に、景気回復の兆しが見られ、製造業で 10.5 億円、金融保険業で 4.5 億円の増となり、全体として約 18.7 億円の増となった。
- ・固定資産税は、償却資産がリーマンショックによる設備投資の減少により 8.5 億円の減となったが、家屋の増分等により、全体では 0.9 億円の減となった。
- ・軽自動車税は、原動機付自転車の登録台数は減少したものの、高税率である軽四輪乗用自動車の登録台数の増加により約 0.3 億円の増となった。

- ・市たばこ税は、厳しい喫煙環境と健康志向により、売り渡し本数が約1億2千万本減となったが、平成22年10月1日の税制改正による税率の引き上げにより、約0.7億円の増となった。



※平成16年度は旧浜松市、17年度は合併による11市町村の打切決算分を含む。

- ・平成17年度の市町村合併以降、収入額は増加してきたが、平成20年度に前年度決算額を下回り、その後も前年度を下回る状況が続いている。
- ・個人市民税は、中小企業等の雇用環境の厳しさから所得額が減少し、平成23年度以降も収入額の低下が懸念される。
- ・法人市民税は、平成22年度に景気回復の兆しが見え始めたが、東日本大震災の影響もあり、平成23年度以降も不透明な状況が続くことが考えられる。

《収入額の他都市比較》

市名	市税収入額 (百万円)	順位	市民一人当たり (円)	順位
横浜市	700,675	1	190,023	4
大阪市	626,018	2	234,871	1
名古屋市	476,220	3	210,634	2
川崎市	281,991	4	197,619	3
札幌市	275,077	5	143,603	19
神戸市	267,135	6	173,188	9
福岡市	265,394	7	180,655	5
京都市	245,235	8	166,668	11
さいたま市	216,551	9	176,585	6
広島市	201,142	10	171,451	10
仙台市	172,525	11	164,835	12
千葉市	169,515	12	176,012	7
北九州市	157,588	13	161,934	13
堺市	131,589	14	156,279	14
静岡市	125,008	15	174,951	8
浜松市	123,762	16	154,812	15
新潟市	117,664	17	145,249	18
岡山市	108,777	18	153,260	16
相模原市	106,913	19	148,966	17
平均	250,988		172,715	

※各市の金額は速報値で決算認定前の数値

19 政令市中、市税収入額は 16 位、一人当たり市税額は 15 位

- ・本市の市税収入額 1,237 億 6,200 万円は、政令市 19 市中 16 番目で、政令指定都市の平均収入額約 2,510 億円の半分以下。
- ・市民一人当たり市税は 154,812 円で、政令市平均を 17,903 円下回り 15 位。

(2) 収入率の状況

【平成 22 年度（現年課税分）収入率】

（単位：百万円、％）

		調定額	収入額	/ 22 収入率	21 収入率	②/①－③ 収入率増減
市民税	個人	44,067	43,051	97.69	96.72	0.97
	法人	10,129	10,084	99.56	99.37	0.19
固定資産税		53,293	52,628	98.75	98.70	0.05
軽自動車税		1,485	1,447	97.48	97.39	0.09
市たばこ税		4,308	4,308	100.00	100.00	0.00
事業所税		3,788	3,745	98.87	99.53	0.66
都市計画税		6,702	6,619	98.75	98.70	0.05
その他の税		116	110	94.51	93.91	0.60
現年課税分計		123,888	121,992	98.47	98.01	0.46
滞納繰越分		8,125	1,770	21.78	18.39	3.39
合 計		132,013	123,762	93.75	93.29	0.46

※収入率は、千円単位で計算

《収入率の現状》

現年課税分収入率 98.47%は前年度から 0.46 ポイント増

- ・市税全体の現年課税分・滞納繰越分合計の収入率は、前年度と比べて 0.46 ポイント増の 93.75%となった。
- ・個人市民税の現年課税分収入率は前年度と比べて、特別徴収分の収入率においては 0.02 ポイント（H21:99.86%→H22:99.84%）減となったが、普通徴収分は、現年課税分の滞納処理対策の強化により 2.05 ポイント（H21:90.25%→H22:92.30%）増となり、全体では 0.97 ポイント増の 97.69%となった。
- ・法人市民税の収入率は、製造業を中心とした企業業績の回復の兆しから前年度と比べて 0.19 ポイント増の 99.56%となった。
- ・固定資産税の収入率は、差押えの強化や民間委託の効果により前年度と比べて 0.05 ポイント増の 98.75%となった。
- ・滞納繰越分の収入率は前年度と比べて 3.39 ポイント増の 21.78%となった。

《収入率の他都市比較》

市名	全体収入率	順位	現年課税分収入率	順位	滞納繰越分収入率	順位
横浜市	97.50%	1	98.89%	2	40.27%	1
名古屋市	97.31%	2	99.11%	1	31.03%	4
京都市	96.96%	3	98.77%	4	35.41%	2
川崎市	96.15%	4	98.68%	6	29.47%	5
北九州市	95.91%	5	98.47%	10	28.90%	6
福岡市	95.83%	6	98.67%	7	26.84%	8
広島市	95.47%	7	98.80%	3	23.98%	10
大阪市	95.35%	8	98.72%	5	22.44%	14
神戸市	95.11%	9	98.65%	8	22.59%	13
堺市	94.85%	10	97.66%	19	32.00%	3
新潟市	94.35%	11	98.64%	9	23.14%	12
札幌市	94.32%	12	97.95%	17	27.91%	7
相模原市	94.21%	13	98.24%	13	20.75%	18
さいたま市	93.81%	14	98.05%	16	23.32%	11
岡山市	93.75%	15	98.13%	15	24.64%	9
浜松市	93.75%	16	98.47%	11	21.78%	17
仙台市	93.72%	17	97.79%	18	22.19%	15
静岡市	93.34%	18	98.25%	12	22.16%	16
千葉市	92.70%	19	98.23%	14	17.43%	19
平均	94.97%		98.43%		26.12%	

※各市の収入率は速報値で決算認定前の数値。(同率の場合は、小数点第三位で順位付)

現年課税分収入率は、前年度と比べて大幅に上昇し、政令指定都市平均を上回ったが、
全体収入率は、依然として下位の状況

- ・横浜市、名古屋市、京都市などの旧5大市の収入率が高く、後発の政令指定都市の収入率が低い傾向。
- ・市税全体収入率 93.75%(H21:93.29%)は、政令指定都市の平均 94.97%(H21:94.89%)より1.22ポイント低く、19市中16位(H21:18市中16位)。
- ・現年課税分収入率 98.47%(H21:98.01%)は、政令指定都市の平均 98.43%(H21:98.31%)より0.04ポイント高く、19市中11位(H21:18市中15位)。
- ・滞納繰越分収入率 21.78%(H21:18.39%)は、政令指定都市の平均 26.12%(H21:24.92%)より4.34ポイント低く、19市中17位(H21:18市中17位)。

(3) 滞納繰越額の状況

(単位:百万円、%)

	H22	H21	H22-H21
① 前年度末の滞納繰越額	8,172	8,199	27
② ①のうち、収入額	1,770	1,496	274
③ 不納欠損額	799	1,020	221
④ 調整額(調定減)	△46	63	17
⑤ 新規滞納額	1,878	2,552	674
⑥ 年度末滞納繰越額 ①-②-③+④+⑤	7,435	8,172	737
⑦ 滞納繰越額の増減 ⑥-①	△737	27	710
⑧ 滞納分収入率 %	21.78	18.39	3.39

滞納繰越額税目別内訳及び人数

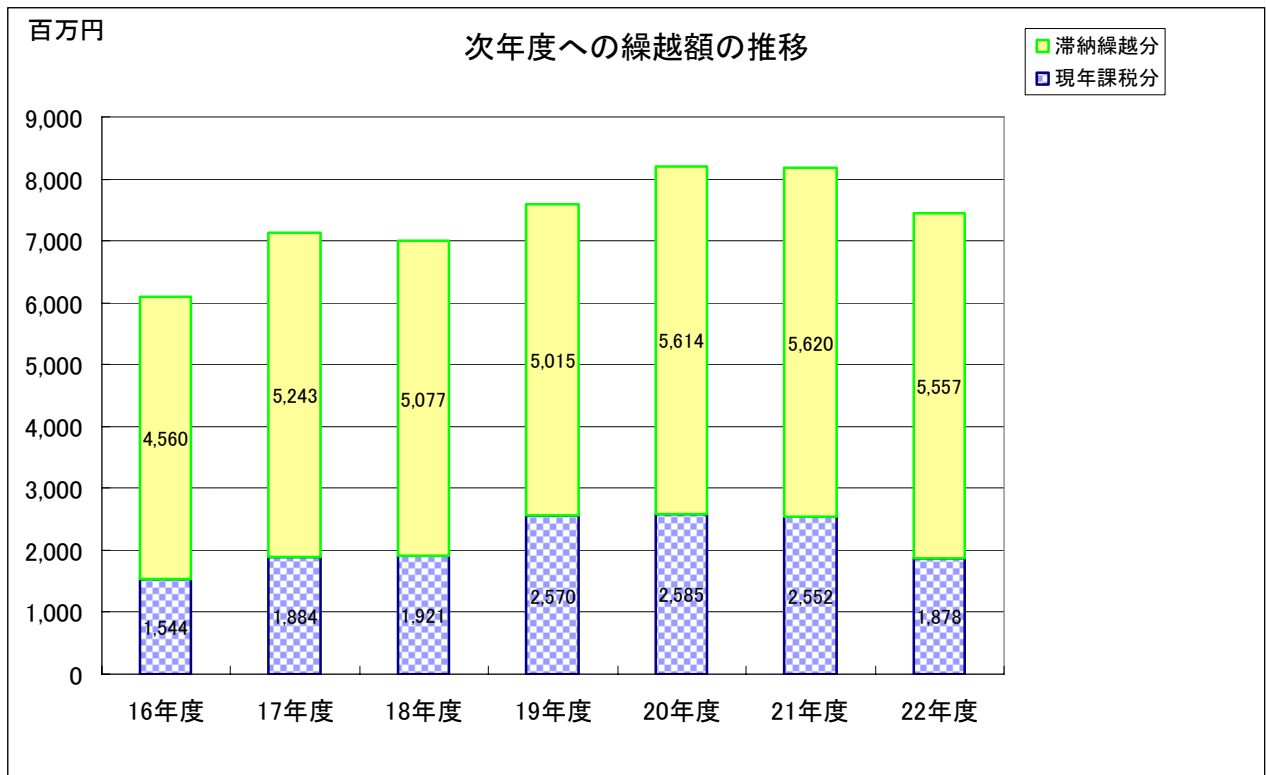
(単位:百万円)

税目	H22	H21	H22-H21	
市民税	個人	4,620	5,150	530
	法人	142	153	11
固定資産税	2,188	2,387	199	
軽自動車税	118	117	1	
事業所税	87	71	16	
都市計画税	269	283	14	
その他の税	11	11	0	
合計	7,435	8,172	737	
人数	50,194人	55,423人	△5,229人	

《滞納繰越額の現状》

平成22年度末滞納繰越額は約7.4億円減少し、約74.3億円

- ・滞納繰越分の収入額は、対前年比2.7億円増の17億7,000万円。
- ・新規滞納額は、対前年比6.7億円減の18億7,800万円。
- ・税目別では、個人市民税が5億3,000万円、固定資産税が1億9,900万円減少し、全体では7億3,700万円の減となった。
- ・滞納繰越の人数も、前年度と比べて5,229人減の延50,194人となった。



※平成16年度は旧浜松市

《滞納繰越額の他都市比較》

市名	滞納繰越額 (百万円)	調定額に対する 割合
横浜市	14,899	2.07%
名古屋市	11,169	2.28%
京都市	7,184	2.84%
川崎市	10,049	3.43%
福岡市	10,505	3.79%
北九州市	6,309	3.84%
大阪市	27,146	4.13%
広島市	8,965	4.25%
神戸市	12,803	4.56%
堺市	6,747	4.86%
札幌市	14,995	5.14%
新潟市	6,626	5.31%
相模原市	6,150	5.42%
さいたま市	12,978	5.62%
浜松市	7,435	5.63%
仙台市	10,769	5.85%
岡山市	6,806	5.87%
静岡市	8,219	6.14%
千葉市	12,016	6.57%
平均	10,619	4.61%

滞納繰越額の市税調定額に対する
割合は政令指定都市平均以下

- 滞納繰越額の現年課税分と滞納繰越分の合計調定額に対する割合は5.63%で、政令指定都市の平均4.61%と比べて1.02ポイント高い。

※各市の金額は速報値で決算認定前の数値

(4) 不納欠損処理の状況

区分	平成22年度		平成21年度		増減	
	件数(件)	税額(千円)	件数(件)	税額(千円)	件数(件)	税額(千円)
消滅時効	26,429	254,697	26,843	255,385	△ 414	△ 688
執行停止3年継続	4,679	63,515	4,696	51,848	△ 17	11,667
即時欠損処理	16,856	500,225	10,150	740,579	6,706	△ 240,354
計	47,964	818,437	41,689	1,047,812	6,275	△ 229,375

《不納欠損処理の現状》

平成22年度の不納欠損額は、前年度と比べて2.3億円減の約8.2億円

- ・処理件数は前年度より6,275件増加したが、欠損額のうち即時欠損処理が2.4億円減となり、全体として2.3億円減の約8.2億円となった。

《不納欠損額の政令指定都市比較》

市名	不納欠損額(千円)	調定額に対する割合
千葉市	1,365,205	0.75%
浜松市	818,437	0.62%
さいたま市	1,348,337	0.58%
静岡市	781,468	0.58%
札幌市	1,585,721	0.54%
大阪市	3,416,629	0.52%
仙台市	814,436	0.44%
福岡市	1,217,467	0.44%
横浜市	3,103,100	0.43%
川崎市	1,243,181	0.42%
名古屋市	2,020,526	0.41%
岡山市	466,271	0.40%
神戸市	1,081,988	0.39%
新潟市	479,088	0.38%
相模原市	419,659	0.37%
広島市	726,260	0.34%
堺市	407,657	0.29%
北九州市	446,926	0.27%
京都市	537,053	0.21%
平均	1,172,600	0.44%

不納欠損額の市税調定額に対する割合は政令指定都市で2番目に多い

- ・不納欠損額の現年課税分と滞納繰越分の合計調定額に対する割合は、0.62% (H21:0.76%) で政令指定都市の平均0.44%と比べて高くなった。
- ・調定額に対する不納欠損額は1%に満たない状況であるが、各市とも年度によってバラツキがみられる。

※各市の金額は速報値で決算認定前の数値

用語の解説

不納欠損処理……………既に調定されている歳入が、以下の理由により徴収し得なくなり、今後も徴収の見込みがない場合、地方公共団体において処理するもの。

消滅時効……………徴収権を5年間行使しないことによって、時効により消滅したもの。
(執行停止期間中に時効により先に消滅したものを含む。)
(地方税法第18条)。

執行停止3年継続…滞納処分の執行停止をした場合において、その停止が3年間継続したことにより消滅したもの。(地方税法第15条の7第4項)。

即時欠損処理……………滞納処分の執行停止をした場合において、直ちに消滅させたもの。
(地方税法第15条の7第5項)。

3 平成 23 年度市税予算の概要

(単位：千円、%)

税 目		平成 23 年度 当初予算	平成 22 年度 当初予算	比較増減	伸び率	構成比
市民税	個人	43,206,000	41,462,000	1,744,000	4.2	35.27
	法人	9,258,000	7,533,000	1,725,000	22.9	7.56
固定資産税		52,899,000	53,435,000	536,000	1.0	43.18
国有資産等所在 市町村交付金		98,000	98,000	0	0.0	0.08
軽自動車税		1,449,499	1,396,499	53,000	3.8	1.18
市たばこ税		4,420,979	4,247,979	173,000	4.1	3.61
鉱産税		20	20	0	0.0	0.00
特別土地保有税		2	2	0	0.0	0.00
入湯税		103,500	103,500	0	0.0	0.09
事業所税		3,790,000	3,630,000	160,000	4.4	3.09
都市計画税		7,275,000	6,594,000	681,000	10.3	5.94
計		122,500,000	118,500,000	4,000,000	3.4	100.00

市税総額は 1,225 億円で、前年度比較して 40 億円、3.4%増

- ・市民税は、個人・法人ともに景気回復の兆しから、合わせて 34.7 億円の増。
- ・固定資産税は、大規模な設備投資の抑制などで 5.4 億円の減。
- ・軽自動車税は、軽四輪乗用自動車の増加で 0.5 億円の増。
- ・市たばこ税は、売り上げ本数は減少するものの、平成 22 年 10 月の税制改正による税率の引き上げにより 1.7 億円の増。
- ・事業所税は、市町村合併による新浜松市域への課税免除の終了により 1.6 億円の増。
- ・都市計画税は、市町村合併の特例による経過措置（5 年間）が終了し、平成 23 年度から市全域で統一した課税になったことなどにより 6.8 億円の増。
- ・市税全体に対する各税目割合は、固定資産税及び個人市民税で約 78%を占めている。

Ⅱ 収納率向上・滞納額削減対策

1 平成 22 年度実績

- ・「市税滞納削減アクション・プラン」の計画期間が平成 21 年度で終了したことから、平成 22～24 年度の 3 か年の具体的数値や目標を定めた「市税滞納削減新アクションプラン」を策定し、収納率向上・滞納額削減対策として、差押え等滞納処分を中心とした徴収や市税債権の整理に取り組んだ。各種の対策の結果、経済・雇用情勢が低迷するなかではあるが、現年分収納率及び滞納繰越額に改善がみられた。

収納率・滞納額の実績

年度	現年課税分収納率	滞納繰越額
平成 21 年度	98.01%	81.7 億円
平成 22 年度	98.47%	74.3 億円
目標値	98.20%	79.0 億円

①現年分滞納処理体制の確立

- 徴収対策の企画と進捗管理を強化することにより、徴収事務の全体的な企画調整の推進と現年分収納率の向上を図った。
- 民間委託業務について、費用対効果等の検証を行うことにより、効率的な業務内容への見直しと業績の向上を図った。

②差押えを中心とした滞納整理の徹底

- 滞納者については、来庁要請、財産調査、差押えなど、法的処分中心の滞納整理を徹底した。

差押件数 4,004 件（前年度 2,009 件）

※目標値 2,500 件

③回収不能債権整理の推進

- 長期・困難案件について早期に滞納整理方針を検討し、徹底した財産調査を行った上で不納欠損処理を促進した。

不納欠損件数 47,964 件（前年度 41,689 件）

不納欠損額 8.2 億円（前年度 10.5 億円）

④外国人対策の推進

- 納付相談、夜間電話催告、差押処分などを実施することにより、外国人に対する徴収対策を強化し、収納率向上に努めた。

外国人現年分収納率 64.7%（前年度 43.8%）

※目標値 50.0%

⑤口座振替の推進

- 金融機関窓口での新規加入促進事業を新たに実施し、口座振替加入者の増を図った。

口座振替利用率	54.55%（前年度 53.38%）
※目標値	53.50%
口座振替登録者数	265,085 人（前年度 259,203 人）
※目標値	266,000 人

⑥特別徴収事業所の拡大

- 市内の市・県民税普通徴収事業所のうち、市・県民税課税従業員 10 人以上の事業所への勧奨と、平成 23 年指定実施についてお知らせをした。
また、平成 24 年度の県下一斉取組（一斉指定）についても広報を行った。
- 浜松市の事業に関与する場合には、特別徴収事業所であることを必須要件とするものの拡大・徹底。

特別徴収事業所数	13,952 事業所（前年度 13,195 事業所）
※目標値	14,000 事業所
特別徴収事業所率 …	市内事業所に占める特別徴収事業所の割合 75.14%（前年度 74.84%）

⑦納税意識の高揚施策の展開

- 浜松納税意識啓発市民会議との連携による啓発事業の実施。
- 「市税のすがた」を作成・公表することにより、市税の現状を市民に知っていただき、納税意識啓発に努めた。

2 平成 23 年度の目標と対策

- ・新アクションプランで定めた各数値目標は、平成 22 年度末時点において、概ね一年先行して達成しているため、平成 23 年度の目標については各項目の実績を考慮して見直しを行なった。

<全体目標>

現年分収納率	98.50%	滞納繰越額	70 億円未満
--------	--------	-------	---------

<項目別目標>

現年分滞納処理体制の確立

現年分収納率目標 98.50%

➤ 徴収対策の企画と進捗管理

- ・徴収業務の年間・月間スケジュールに基づき、テーマ別の徴収対策に対する目標設定と達成率の進捗管理を徹底する。
- ・平成 22 年度同様、現年分の年度内徴収を目指し、催告、来庁要請による納税指導から現年分滞納者に対しても差押処分をするなど、早期の徴収対策を実施していく。

➤ 現年分早期滞納処分の実施

- ・現年分のみ滞納で主要税目(市・県民税、固定資産税)を 2 期以上滞納している者に対する早期滞納処分を実施し、現年分収納率の向上を図る。

➤ 民間委託業務の検証と業績向上

民間委託分収納率 32%

- ・民間委託業務について、客観的なデータに基づいた検証を行い、より効果的な業務内容に見直し、業績の向上を図っていく。
- ・電話番号不明者に対しては迅速な訪問催告を実施する。
- ・催告対象者を現年分のみ滞納者に絞り、納付率の向上を図る。

②差押えを中心とした滞納整理の徹底

差押目標件数 3,000 件

- 来庁要請、法的処分中心の滞納整理の更なる徹底を図る。
- 財産調査、差押調書等作成事務の合理化を図る。

③滞納繰越分徴収額の確保及び回収不能債権整理の推進

滞納繰越分徴収額 15 億円

債権整理額目標 10 億円

- 徴収担当職員のグループ目標や個人目標を明確にし、定期的な進捗管理を行い効果的な滞納整理を進める。
- 搜索、インターネット公売、不動産公売の実施により、回収困難債権の処理を進めていく。
- 長期滞納案件について徹底した調査を行い、早期に債権処理の方針を決定し、滞納整理推進を図る。

④外国人対策の推進

目標収納率 60%

- 納税に対する広報を積極的に実施するとともに、滞納に対しては財産・収入状況等の調査を徹底し、法的処分による差押等の徴収対策を強化する。
- 納税相談に積極的に対応し、滞納処分の停止および現年課税の減免等にも取り組み、滞納額の削減を図っていく。

⑤口座振替の推進

口座振替利用率 55%

- 平成 22 年度に引き続き、金融機関に対する口座振替促進手数料支払い事業を推進し、口座振替加入者の増を図る。

⑥特別徴収事業所の拡大

特別徴収事業所数 15,000 事業所

- 平成 24 年度の静岡県下一斉の指定実施に向けて、対象事業所に予告通知を発送する。

⑦納税意識高揚施策の展開

- 浜松納税意識啓発市民会議と連携して、納税意識の啓発を図る。
- 平成 23 年度「市税のすがた」の作成・公表により納税意識の啓発を図る。

3 個別の取組

(1) 民間委託による効果の検証

①平成 22 年度の実績

➤ 電話催告業務内容 (4 人工)

納期限経過後約 30 日から 80 日までの「滞納市税・滞納国民健康保険料」について滞納者へ架電し納税指導

➤ 訪問催告業務内容 (29 人工)

- ・現年度に賦課した納期限経過後 80 日を超える「滞納市税・滞納国民健康保険料」について、滞納者宅を訪問し、納税指導
- ・「滞納繰越額が 30 万円以下の市税等」について、滞納者宅を訪問し、納税(納付)指導

➤ 会話率

	対象人員	会話人員	会話率
電話催告	88,890 人	53,923 人	60.66%
訪問催告	82,357 人	44,563 人	54.11%
合計	171,247 人	98,486 人	57.51%

➤ 納付額・納付率 (単位：千円)

	催告対象額	応答・接触有		
		応答対象額	納付額	納付率
電話催告	2,279,768	1,260,294	661,500	52.49%
訪問催告	5,960,175	3,387,291	544,993	16.09%
合計	8,239,943	4,647,585	1,206,493	25.96%

➤ 催告業務の民間委託効果額 53,768 千円

民間委託による効果額算出試算表

- 会話・折衝ができて実際に納付された納付額と、会話・折衝ができなかったと想定した場合 (22.33%) の差を求める。
- その差から委託費用を差引いた金額が、平成 22 年度の催告業務の民間委託による効果額である。

(単位：千円)

	納付額 - 想定納付額	差引
電話催告	661,500 - 568,221	93,279
訪問催告	544,993 - 469,479	75,514
合計	1,206,493 - 1,037,700	168,793
委託費用		115,025
差引効果額		53,768

(2) コンビニ収納による効果の検証

① 導入時期

平成 19 年度 軽自動車税

平成 20 年度 個人住民税（普通徴収）

平成 21 年度 固定資産税・都市計画税

② 導入結果

ア 軽自動車税の比較

	18 年度 (A)	21 年度 (B)	22 年度 (C)	差引 (C)-(A)
納期内収納率	76.3%	79.3%	80.8%	4.5%
(コンビニ分)	(-)	(41.8%)	(45.4%)	(45.4%)
年度内収納率	97.5%	97.4%	97.5%	0.0%

イ 個人住民税（普通徴収）の比較

	19 年度 (A)	21 年度 (B)	22 年度 (C)	差引 (C)-(A)
納期内収納率	75.6%	74.8%	77.2%	1.6%
(コンビニ分)	(-)	(10.4%)	(13.7%)	(13.7%)
年度内収納率	91.6%	90.2%	92.3%	0.7%

ウ 固定資産税・都市計画税の比較

	20 年度 (A)	21 年度 (B)	22 年度 (C)	差引 (C)-(A)
納期内収納率	80.9%	80.4%	81.3%	0.4%
(コンビニ分)	(-)	(3.3%)	(4.8%)	(4.8%)
年度内収納率	98.7%	98.7%	98.8%	0.1%

③ 導入効果

- コンビニ収納の導入に伴い、特に軽自動車税の納期内収納率が向上し、督促状等の発送枚数が減少するなど、経費の削減につながった。
- 全体として、平成 22 年度はコンビニ収納による利用率及び納期内収納率が上昇している。このことは、間接的に現年度分収納率の向上に寄与しているものと考えられる。
(個人住民税・固定資産税の税額は、軽自動車税と比較して、1 期当たりの納付額が高額となること、コンビニ利用率が低い理由のひとつと考えられる。)

(3) 口座振替推進対策

- ・ 口座振替による納期内納付率は、96.22%と非常に高く、口座振替の推進は収納率の向上に大きく貢献しているものである。

経過

- 安全・確実な口座振替制度を推進してきたことにより、政令指定都市の中で上位の口座振替利用率を維持している。
- 平成22年度は、金融機関窓口での口座振替加入促進事業を新たに実施した。

口座振替利用率（平成22年度）

市・県民税	固定資産税	軽自動車税	全 体
43.98%	65.89%	25.67%	54.55%

- ・ 浜松市の上記利用率は、すべての税目について政令指定都市19市中第1位の率となっている。（ただし、一部の市に口座振替未実施税目と未集計税目あり）

③ 口座振替推進事業

➤ 平成22年度実施事業

- 金融機関が新規の市税口座振替加入者を獲得した場合、1件525円の手数料を市が金融機関に支払った。

$$525 \text{ 円} \times 2,508 \text{ 件} = 1,317 \text{ 千円}$$

- 市税口座振替未利用者へのダイレクトメール送付

平成22年度市・県民税の第2期以降新規課税者で、口座振替未利用者に対し利用促進文書を送付した。

➤ 継続して実施している口座振替推進対策（平成22年度）

- ・ 金融機関、公共機関へのリーフレット配布
- ・ 宣伝用ティッシュペーパーなどの作成、配布
- ・ 宣伝ポスターの作成、掲示

（遠州鉄道駅構内、公共機関など）

- ・ バス、電車車内電光表示広告
- ・ ビル壁面懸垂幕掲示

(4) 外国人の収納対策

①現状

- ブラジル人を中心とした外国人約 2 万 7 千人が居住しており、浜松市全人口の約 81 万 8 千人の約 3.3%を占めている。
- 外国人に特有の言語の問題や、転居・転職など移動の多さ、雇用環境などの課題もあり、外国人を取り巻く納税環境は十分とはいえない。
- 市民税の現年課税分普通徴収においては、市全体の収納率が 92%を超えるのに対して、外国人に係る収納率は 57.93%と市平均を大きく下回る。
- 市民税の現年課税分普通徴収の滞納額については、市全体の滞納額約 9.6 億円のうち、外国人の滞納が約 11%を占めている。

	① 浜松市全体	② 外国人
人 口 (※ 1)	818,841 人	26,668 人
市民税普通徴収 H22 現年課税分収入率 (※ 2)	92.30%	57.93%
市民税普通徴収 H22 現年課税分滞納額 (※ 2)	961 百万円	107 百万円

※ 1 人口は平成 23 年 3 月末現在

※ 2 浜松市全体は決算額 (外国人データは決算整理前の抽出データ)

②今後の取組

- 税務証明書発行時の滞納折衝、夜間の電話催告や納付相談の実施及び給与や預金の差押処分等、外国人に対する徴収対策を強化し、収納率を上げていく。
- 財産、収入状況等の調査を徹底し、滞納処分の執行停止等にも取り組み、滞納額の削減を図っていく。
- 外国人特有の言語の問題等で、税の制度を理解できない外国人に、基本的な税の知識不足を解消するため、日本語の習得教材を兼ねた資料を配布する。
- 特別徴収事業所の拡大と退職時の個人住民税の一括徴収を推進するため、外国人を雇用する企業の協力を求める。
- 外国人の口座振替利用率が低いため、今後は、外国人の口座振替を促進する。

(5) 特別徴収事業所の拡大策

① 「特別徴収」の法的位置付け

地方税法において、「給与所得者である場合においては・・・(個人住民税を)・・・特別徴収の方法によって徴収するものとする。」と規定され、事業所への特別徴収(給与からの天引き)が義務付けられている。

② 「拡大策」の必要性

特別徴収は普通徴収に比べ収納率が約 7.5 ポイント高く、収納率の向上を図る点からも特別徴収事業所を拡大させる必要がある。

《 収納率の比較 》

特別徴収 (99.84%) ←→ 普通徴収 (92.30%)

③ 平成 22 年度までの取組状況

ア 従業員数 10 人以上の事業所を対象に指定を実施 (平成 22 年度)

➤ 税理士会において平成 23 年度からの指定説明

イ 浜松市の事業に関与する場合には、特別徴収事業所であることを必須要件とすることの徹底と拡大 (平成 22 年度)

ウ その他の取組

➤ 事業所への訪問勧奨活動

➤ 文書による勧奨活動

➤ 特別徴収事業所拡大キャンペーンに伴う市長自らの企業訪問

➤ 浜松納税意識啓発市民会議での特別徴収事業所拡大決議

➤ 社会保険労務士会への協力依頼

➤ 浜松市入札参加資格の特別徴収の義務付け (正規従業員 10 人以上事業所)

➤ 浜松ケーブルテレビでの特別番組による啓発 (浜松納税意識啓発市民会議 会長と市長が出演)

➤ 地元 FM 局での広報

➤ 市幹部による企業訪問

➤ 特別徴収拡大チラシ配布、ポスターの掲示

➤ 静岡県財務事務所との協力体制による県職員による訪問勧奨実施

④ 今後の取組

現在未指定となっている市内事業所について、平成 24 年度の県下の取組に合わせて指定を行っていく。

ア 静岡県下一斉で取り組む特別徴収事業所指定と同時期に指定事務を進めていく。
(平成 23 年度)

(6) 浜松納税意識啓発市民会議との協働

①設立趣旨

平成 19 年 11 月 29 日に、活力ある浜松を推進し、未来を支える市税の安定的確保を図るため、「自らの地域は自ら支える」気概をもって、市内の商工業関係団体、税に関する団体、報道関係が連携して、納税の重要性を内外に訴え、円滑な納税に協力する組織として、浜松納税意識啓発市民会議が設立された。

②平成 22 年度事業実績

- 総会で「口座振替の推進」「特別徴収事業所の拡大」「エルタックスの利用促進」「外国人に対する納税意識の高揚」を重点目標と決定。
- 口座振替推進のため、「口座振替推進ポスター（TAX）」を遠鉄電車主要 9 駅に掲出。
- 口座振替推進のため、クリアホルダー 1,000 部を作成し、市役所窓口や浜松商工会議所窓口で配布。
- 遠鉄バス全車両・電車 22 車両で「納税意識啓発川柳」を文字放送（ストリーマー）で掲出。
- ザザシティオーロラビジョンで「税金ってなあに？篇」のCMを放送。
- 特別徴収事業所拡大のため、浜松商工会議所広報誌「NEWing11/11 号」に広報を掲載。
- 外国人に対する納税意識の高揚を図るため、2 種類のポスターを作成し、国際交流協会や遠鉄電車主要 9 駅に掲出。

③平成 23 年度の取組

- ・ 広告宣伝事業
 1. オーロラビジョン、バス前幕を利用した広報
 2. 啓発ポスターの作成、掲示
 3. 啓発チラシ、グッズの作成、配布
 4. 新聞、情報誌を活用した納税意識の啓発
 5. マスメディアによる情報発信
- ・ 外国人に対する啓発事業
 1. 啓発ポスター作成、掲示
 2. 啓発チラシ、グッズの作成、配布

(7) エルタックス (eLTAX) の実績と取組

①開始時期

- 利用届出受付開始 平成 20 年 12 月 13 日
- 電子申告受付開始 平成 21 年 1 月 13 日

②実績 (平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月)

区 分	電子申告件数 (件)				電子申告率 (%)			
	個人市民税 (給与支払報告書)	法 人 市民税	固 定 資産税 (償却資産)	事業 所税	個人市民税 (給与支払報告書)	法 人 市民税	固 定 資産税 (償却資産)	事業 所税
浜松市	9,755	12,281	2,764	73	61.63	39.46	20.12	6.28
政令市 平 均					21.66	29.40	8.85	5.18

※電子申告率は、申告件数全体を分母として算出。

③分析

- 個人市民税 (給与支払報告書) の申告率は 61.63%と、政令市平均 (21.66%) を大幅に上回っている。
- 法人市民税の申告率は 39.46%と、政令市平均 (29.40%) を約 10 ポイント上回っている。
- 固定資産税 (償却資産) の申告率は 20.12%と、政令市平均 (8.85%) を約 11 ポイント上回っている。
- 事業所税は、他の政令市と同様申告件数はまだ少ないが、申告率は政令市平均よりも高い。
- 浜松納税意識啓発市民会議の会員である税理士会の協力もあり、市内の税理士等に積極的に活用された。

④今後の取組

- 特別徴収事業所拡大に合わせ、エルタックスの利用を促進していく。
- ポスター、チラシなどで更なる加入促進、利用促進を図る。
- エルタックスによる申告の中には、普通徴収の事業所も含まれているため、特別徴収事業所への移行を働きかける。

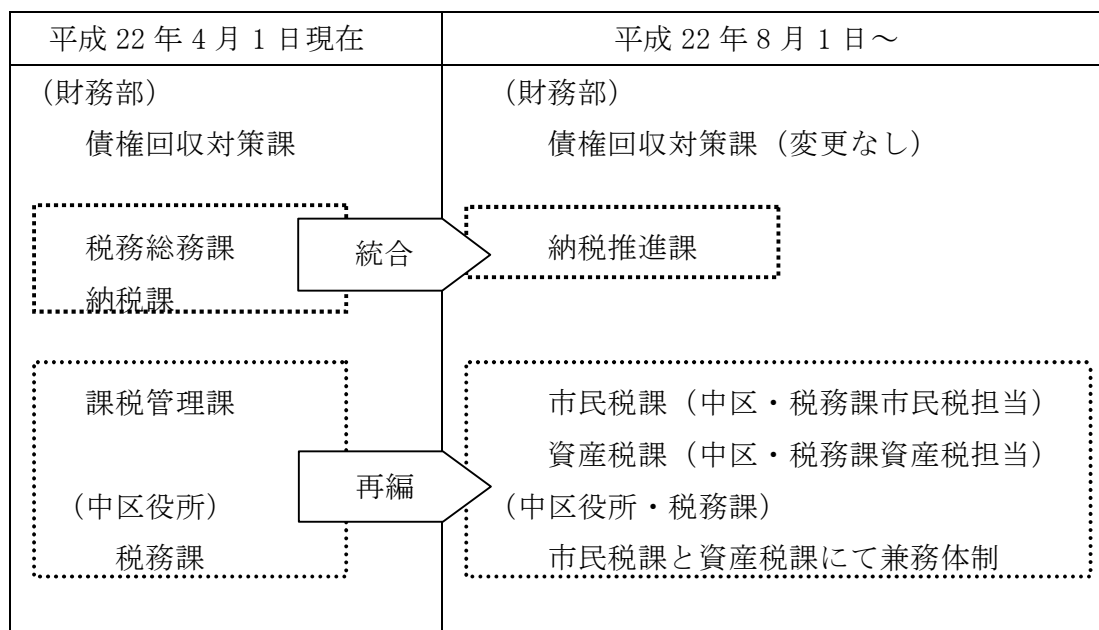
(8) 市役所の税務組織体制の見直し

①これまでの状況

平成19年4月1日の政令指定都市移行とともに、区課税となり職員が各区に分散したことから、本庁においては、各区に対して継続して指導のできる専門知識をもった職員の安定的な確保が難しくなっている。また、税源移譲や景気低迷などによる滞納者の増加に対し、十分な徴収職員を確保することが困難となっているため、収納率の向上と滞納額の削減に向けた徴収体制の強化が課題となっていた。

②組織の見直し（平成22年8月）

税務関係の組織を再編し、共通する予算・庶務関係事務の集約化や徴収事務の企画調整機能を強化することにより、専門性の高い効率的な課税・徴収体制の強化を図った。



③新たな税務組織づくり

現在、区長に委任している税目について、責任主体と業務実施指導主体の2本立てとなっているものを市長に一本化することにより、課税部門における指揮命令系統を統一する。さらに、分散化している職員を集約し、専門知識や経験豊かな人材を育成することにより、効果的・効率的な人材の活用と事務執行を図る。

Ⅲ 国と地方の取組

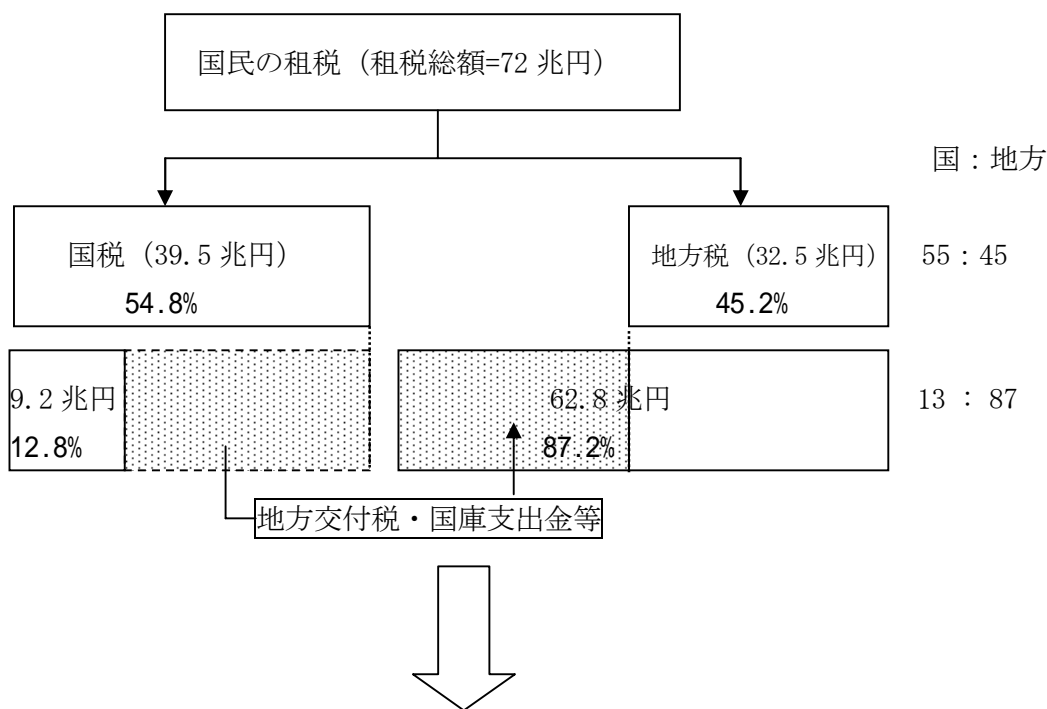
1 国と地方の税体系

平成 22 年度の国と地方の税配分は、国が 39.5 兆円、地方が 32.5 兆円となっている。

しかし、地方譲与税や地方交付税、国庫支出金などを国から地方へ交付した後の租税の実質的な配分額は、国 9.2 兆円、地方 62.8 兆円となる。

今後、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるようにするため、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう地方税の配分割合を高めていく必要がある。

国・地方における租税の配分状況（平成 22 年度）



国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」

国 税	地 方 税
国の役割	地方の役割

国税、県税、市税の関連図

国 税

単位：百万円

平成 22 年度浜松市決算額

所得税	(23,232)
法人税	
酒税	
消費税	
たばこ税	
地方揮発油税	(1,830)
自動車重量税	(2,170)
石油ガス税	(124)
その他の税	

地方交付税	23,232 百万円
-------	------------

地方譲与税	4,124 百万円
-------	-----------

市 税

市民税（個人・法人）	123,762 百万円
固定資産税	
軽自動車税	
市たばこ税	
鉱産税	
特別土地保有税	
入湯税	
事業所税	
都市計画税	

県 税

単位：百万円

県民税	(720)
地方消費税	(8,175)
ゴルフ場利用税	(98)
自動車取得税	(1,409)
軽油引取税	(5,080)
その他の税	

交付金	15,482 百万円
-----	------------

計 166,600 百万円

平成 22 年度浜松市の決算額では、国税から地方交付税 23,232 百万円、地方譲与税 4,124 百万円、県税から交付金として 15,482 百万円となった。市税 123,762 百万円と合わせた決算額は、166,600 百万円となった。

2 静岡地方税滞納整理機構の実績と効果

◎事業内容

- (1) 滞納整理事業・・・構成団体から引き受けた事案に係る滞納処分及び相談事務
 - (2) 税務職員研修事業・・・徴収職員専門研修や税務職員（課税業務）研修の開催
 - (3) 申告書の受付等・・・軽自動車税申告書の受付、審査、保管等
- ※浜松市から機構への職員の派遣 2名

◎滞納整理事業の実績

○徴収実績（平成22年6月1日～平成23年5月31日）

	浜松市	静岡県全体
① 移管件数	160件	966件
② 移管滞納金額	270,831,393円	2,439,160,925円
③ 徴収金額合計	78,110,294円	643,236,772円
④ 徴収率	28.84%	26.37%
⑤ 差押件数	133件	1,142件

※本税のみ、静岡県全体は県財務事務所込み

○移管による効果額

① 機構徴収金額	78,110千円	131件(うち完納29件)
② 経費 (機構への負担金支出)	28,448千円	ア 基本負担金 100千円 イ 処理件数割額 20,800千円 (@130千円×160件) ウ 徴収実績割額 7,548千円
③ 返還額	3,913千円	負担金に対する執行残
④ 効果額(①-②+③)	<u>53,575千円</u>	

○移管予告に対する効果

① 移管予告送付人数	400人
② 完納人数	7人
③ 分割納付人数	180人
④ 催告対象金額	585,767千円
⑤ 納付金額	29,384千円

○平成23年度移管状況

	浜松市	静岡県全体
① 移管件数	150件	957件
② 移管滞納金額	195,331,121円	2,040,326,749円

※ 本税のみ、静岡県全体は県財務事務所込み

3 条例指定寄附金制度

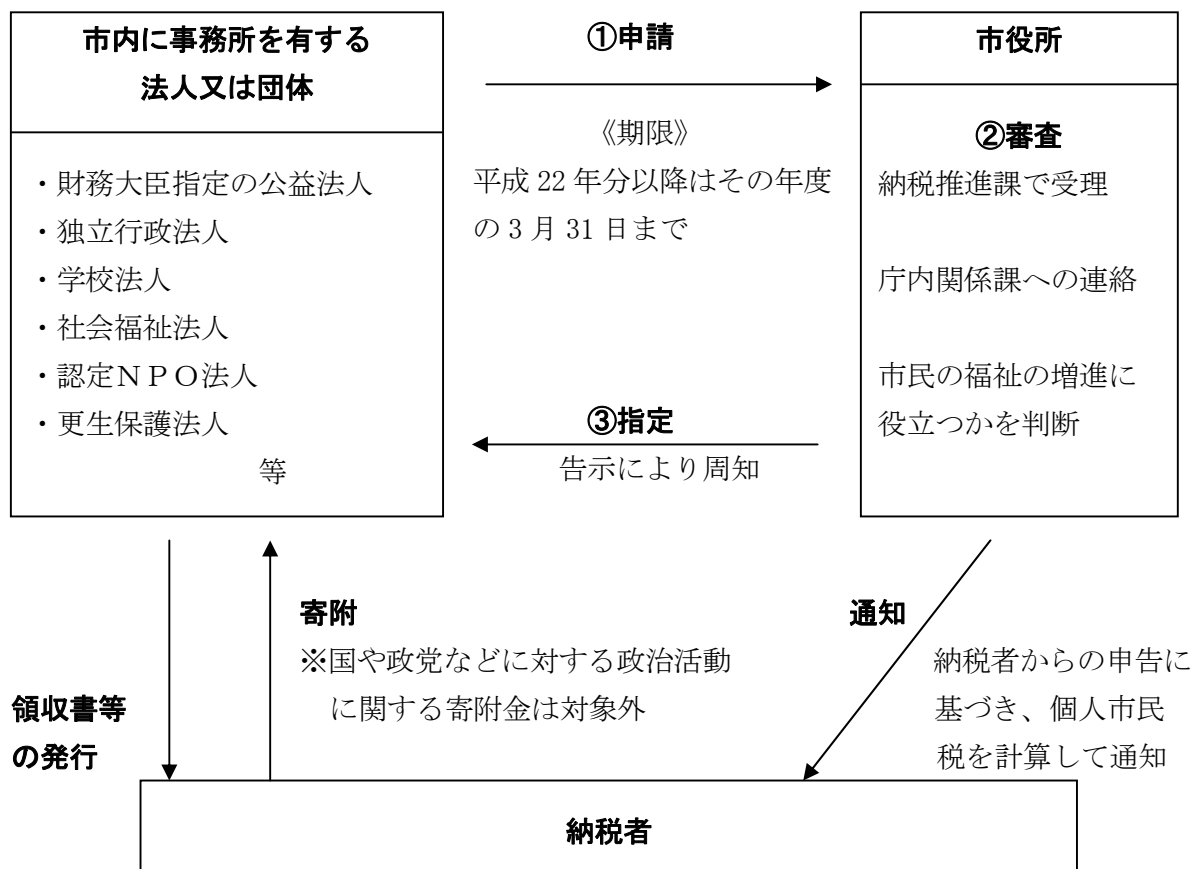
○条例指定寄附金制度とは

- 地域に密着した民間公益活動や、わが国の寄附文化を一層促進する観点から個人住民税における寄附金税制を拡充するために平成 20 年 4 月 30 日の地方税法等の一部を改正する法律の施行により導入された。
- 条例で指定した法人や団体に対する寄附を行った場合、2 千円（平成 24 年度分から）を超える部分（総所得金額等の 30%が限度）について、市民税 6%または県民税 4%（市・県民税両方の指定があれば合わせて 10%）を乗じた額が翌年度の個人住民税から軽減される。

○本市が条例指定した法人数（平成 23 年 3 月 31 日現在）

- 社会福祉法人 65 法人
- 国公立大学法人 3 法人
- 私立学校法人 12 法人
- 民法法人 1 法人
- 公益法人 3 法人

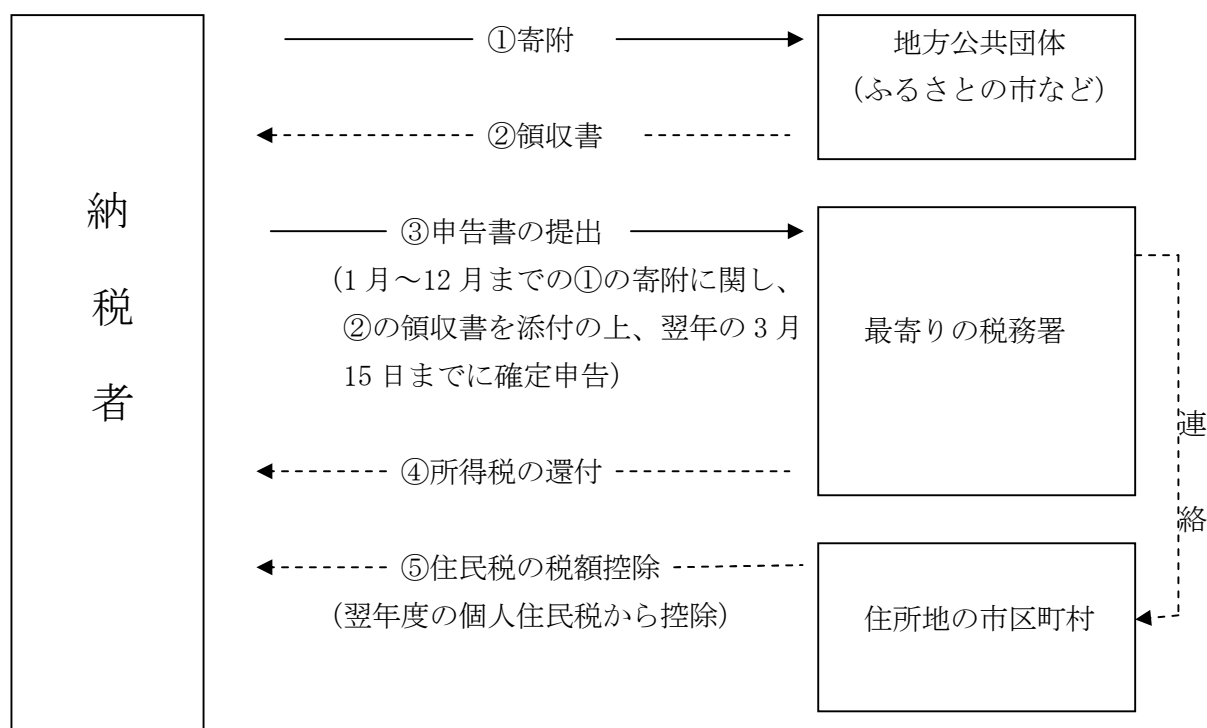
○条例指定寄附金の流れ



4 ふるさと納税（寄附金）制度

○ふるさと納税とは

- 「ふるさと納税」制度は、愛着のある故郷（ふるさと）に貢献したいという想いを実現するため、応援したい自治体へ寄附をした場合、その寄附金の一定限度額を、今の居住地の住民税などから控除できるしくみである。（平成 20 年度税制改正により創設）



○本市の取組

- 本市にゆかりのある方、愛着のある方、故郷に貢献したい方々などの想いを寄附というかたちで応援していただくため、「寄附の方法」や「ふるさと納税のしくみ」などをホームページに掲載している。市外の方だけでなく、市内在住の方にも応援をいただくため広報紙にも掲載した。
- 「ふるさと納税」のリーフレットを作成し、シティプロモーションの機会ごとに配布をするとともに「浜松やらまいか大使」や「浜松サポーターズクラブ」の皆様にも協力をお願いした。
- 首都圏における情報収集及び発信の拠点である東京事務所とも連携をとって「ふるさと納税」のPRに努めた。

○寄附者へのお礼など

- 1万円以上の寄附をしていただいた個人の方には、お礼状と共に、「浜松市の特産品」を進呈する。【農産物・海産物（2種類）・木工製品（2種類）の中から1つを選択】

○寄附金の活用を希望する政策メニュー

- (1) アジアで一番輝くものづくり都市の創造
(創造的な“ものづくり”による地域経済の振興)
- (2) 地域力を結集して取り組む“こども第一主義”
(地域一体の教育による未来の浜松の創造)
- (3) 暮らし満足度向上計画
(住みやすさナンバーワンの都市づくり)
- (4) 次世代に継承する豊かな自然環境
(自然共生社会・低炭素社会づくり)
- (5) 文化が都市の活力を生む「創造都市」の実現
(個性豊かな地域文化の創造)
- (6) 世界を身近に感じる交流都市づくり
(世界都市の確立)
- (7) 浜松市におまかせ
(「頑張れ浜松応援基金」へ積み立て)

○平成 22 年度の実績

寄附件数・金額 159 件 6,518,050 円

➤ 市外在住者件数 69 件

➤ 市民からの件数 90 件

➤ 政策メニュー別実績件数・金額

(1) アジアで一番輝くものづくり都市の創造	13 件	750,000 円
(2) 地域力を結集して取り組む“こども第一主義”	15 件	495,000 円
(3) 暮らし満足度向上計画	23 件	400,000 円
(4) 次世代に継承する天竜川・浜名湖の自然	23 件	380,000 円
(5) 文化が都市の活力を生む「創造都市」の実現	2 件	20,000 円
(6) 世界を身近に感じる交流都市づくり	3 件	210,000 円
(7) 浜松市におまかせ	80 件	4,263,050 円

IV 浜松市の税の分析

1 統計からみた税の分析

(1) 全国的な比較からみた浜松市の特徴

[平成 22 年度決算税目別構成比の比較]

(単位：百万円、%)

		主要都市 平均	構成比率	浜松市	構成比率	比較 ②－①
市民税	個人	68,818	32.88	44,003	35.56	2.68
	法人	21,722	10.38	10,116	8.17	2.21
固定資産税		86,657	41.40	53,291	43.06	1.66
軽自動車税		1,017	0.49	1,467	1.19	0.70
市たばこ税		7,638	3.65	4,308	3.48	0.17
事業所税		6,236	2.98	3,763	3.04	0.06
都市計画税		17,083	8.16	6,700	5.41	2.75
その他の税		124	0.06	114	0.09	0.03
計		209,295	100.00	123,762	100.00	

※主要都市平均は、平成 22 年度の政令指定都市（浜松市を除く 18 都市）と人口 50 万人以上の都市（宇都宮市、船橋市、東大阪市、姫路市、松山市、熊本市、鹿児島市）の平均（市町村税の徴収実績第 6 表より）。

- ・ 主要都市の平均と本市を比べてみると、個人市民税、固定資産税及び軽自動車税の構成比が高く、法人市民税及び都市計画税の構成比が低くなっている。
- ・ 固定資産税の比率が高く、都市計画税の比率が低いのは、市域は広いが市街化区域が狭いことを示している。
- ・ 個人市民税は、不況による所得減少が影響して、構成比が前年度（H21:主要都市平均 34.94%、浜松市 39.25%）よりも低くなっている。
- ・ 軽自動車税は、構成比率としては約 1%であるが、主要都市の構成比率平均と比較すると倍以上である。

[平成 22 年度決算(現年課税分)税目別収入率の比較]

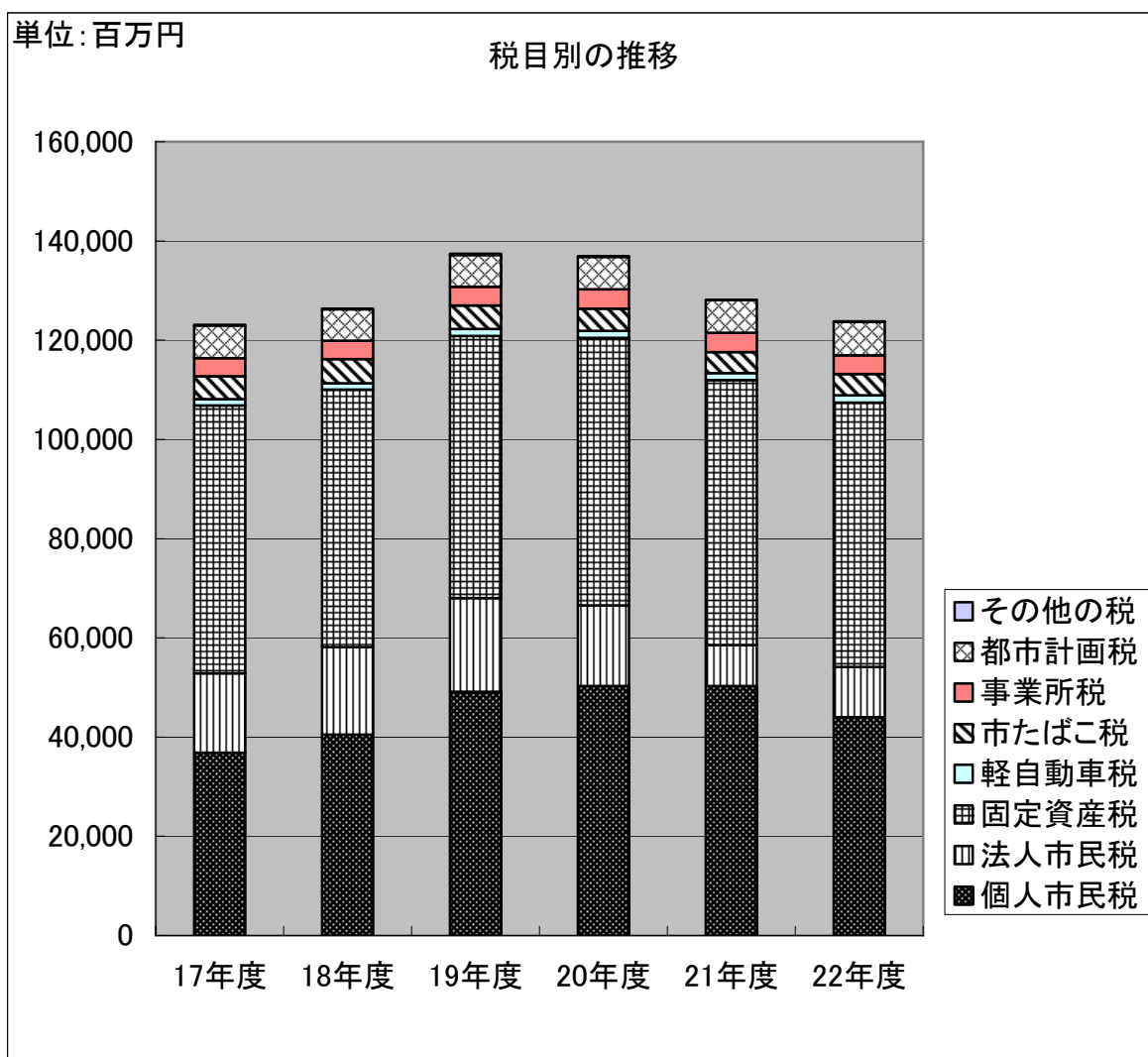
(単位:百万円、%)

		主要都市平均 収入額	収入率	浜松市 収入額	収入率	比 較 ②-①
市民税	個人	67,651	97.66	43,051	97.69	0.03
	法人	21,665	99.46	10,084	99.56	0.10
固定資産税		85,613	98.33	52,628	98.75	0.42
軽自動車税		995	96.33	1,447	97.48	1.15
市たばこ税		7,638	100.00	4,308	100.00	0
事業所税		6,223	99.63	3,745	98.87	0.76
都市計画税		16,854	98.13	6,619	98.75	0.62
その他の税		127	97.45	110	94.51	2.94
計		206,766	98.26	121,992	98.47	0.21

※主要都市平均は、平成 22 年度の政令指定都市（浜松市を除く 18 都市）と人口 50 万人以上の都市（宇都宮市、船橋市、東大阪市、姫路市、松山市、熊本市、鹿児島市）の平均（市町村税の徴収実績第 6 表より）。

- ・本市の現年課税分収入率は、現年分滞納処理体制の確立などにより上昇し、全体で比較しても、主要都市の平均を 0.21 ポイント上回った。(H21:△0.33 ポイント)
- ・市民税の収入率も、平成 21 年度は個人・法人とも主要都市の平均を下回っていたが、平成 22 年度はこれを上回った。
- ・軽自動車税の収入率は、主要都市の平均と比べて 1.15 ポイントも高い。

(2) 経年変化からみた平成 22 年度決算の特徴



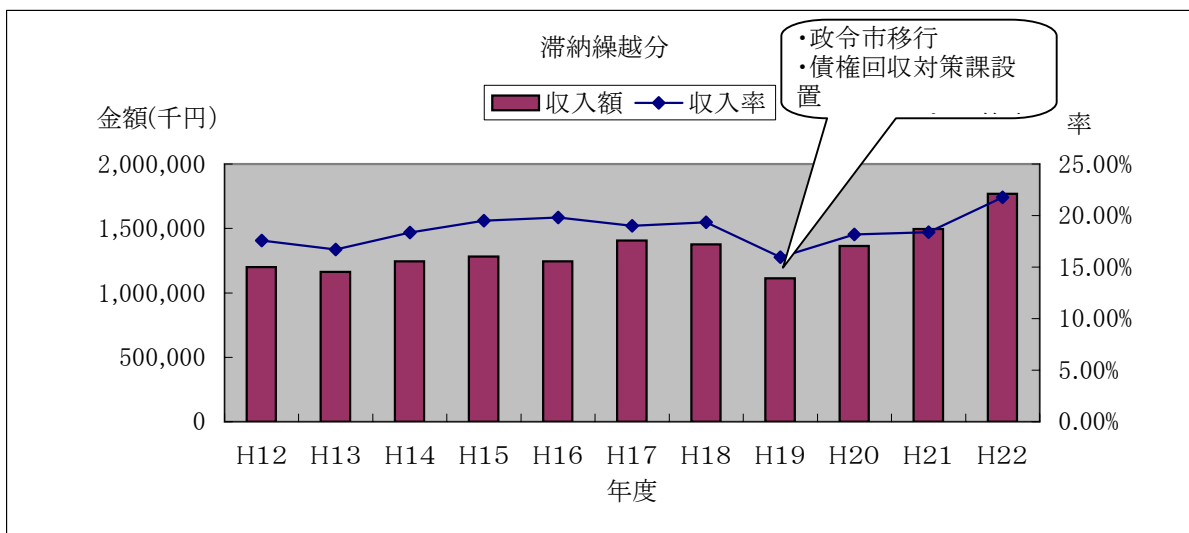
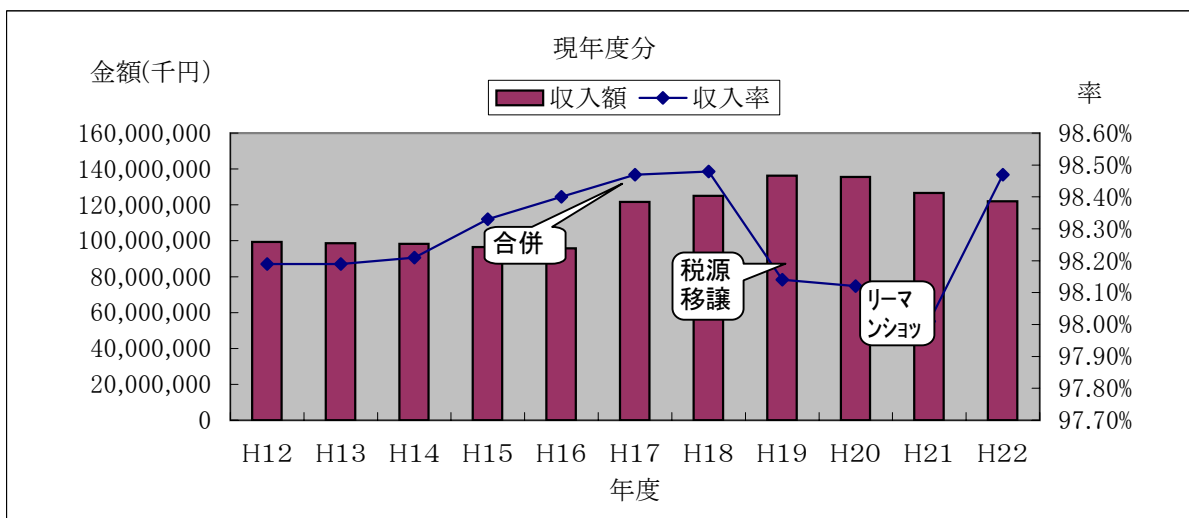
※17年度は合併 11 市町村の打切決算分を含む

市税総額は、平成 17 年度市町村合併時の 123,114 百万円から、平成 18 年度は 126,359 百万円、平成 19 年度は税源移譲の影響もあり 137,428 百万円に増加してきたが、平成 20 年度に、合併後初めて前年度決算額を下回り 136,913 百万円となり、平成 21 年度は法人市民税が景気低迷の影響で前年度の約半分にまで落ち込んだため 128,157 百万円となった。平成 22 年度も個人市民税の落ち込みにより 123,762 百万円と 3 年連続の減となった。

- ・税目別に見ると、個人市民税は、平成 17 年度の市町村合併による人口増や平成 19 年度の税源移譲、定率減税廃止などにより、平成 21 年度には 50,301 百万円（平成 17 年度から 13,456 百万円の増）になった。しかし、平成 22 年度はリーマンショックによる個人所得の落ち込みの影響で前年度比 6,298 百万円減の 44,003 百万円となった。
- ・法人市民税は、平成 17 年度の 15,973 百万円から、平成 19 年度の 18,851 百万円まで順調に増加してきたが、平成 20 年度は世界同時不況で 16,240 百万円、さらに平成 21 年度は前年度からの景気低迷の影響で 8,243 百万円まで落ち込んだ。平成 22 年度は景気がやや持ち直したことから 10,116 百万円となった。業態（業種）別にみると、前年度同様、製造業、金融保険業の業績が大きく影響している。
- ・固定資産税は、平成 17 年度の 54,043 百万円から、平成 21 年度の 53,381 百万円まで若干の増減はあるものの、概ね同水準で推移している。平成 22 年度は事業所における設備投資の減少などにより 53,291 百万円となり、前年度比 90 百万円の減となった。
- ・軽自動車税は、軽四輪乗用自動車の登録台数増により、平成 17 年度の 1,245 百万円以後も毎年着実に増加しており、平成 22 年度には 1,467 百万円となった。
- ・市たばこ税は、平成 17 年度の 4,626 百万円から、分煙化や禁煙化など厳しい喫煙環境および健康志向から平成 21 年度までに 4,234 百万円まで減少したが、平成 22 年 10 月の税制改正による税率の引き上げにより、平成 22 年度は前年度比 74 百万円増の 4,308 百万円となった。
- ・事業所税は、平成 17 年度の 3,625 百万円以降、大きな変動はないが、平成 22 年度は 3,763 百万円と前年度比微減となった。
- ・都市計画税は、地価下落の影響などから、平成 17 年度の 6,613 百万円から平成 18 年度は 6,338 百万円に減となったが、その後は毎年微増しており、平成 21 年度は 6,574 百万円、平成 22 年度には家屋分の増収が主な要因となり 6,700 百万円となった。

(3) 浜松市の市税収入率及び滞納繰越額実績表

区分 年度	現年度分			滞納繰越分		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
H12	101,223,099	99,388,654	98.19%	6,828,272	1,200,544	17.58%
H13	100,409,736	98,591,817	98.19%	6,957,699	1,162,414	16.71%
H14	100,027,557	98,235,058	98.21%	6,778,553	1,243,896	18.35%
H15	98,073,898	96,436,909	98.33%	6,574,419	1,282,385	19.51%
H16	97,354,620	95,797,892	98.40%	6,287,049	1,245,395	19.81%
H17	123,602,743	121,708,338	98.47%	7,388,936	1,405,547	19.02%
H18	126,914,442	124,982,131	98.48%	7,114,796	1,376,634	19.35%
H19	138,893,087	136,315,500	98.14%	6,974,904	1,112,993	15.96%
H20	138,144,906	135,549,385	98.12%	7,506,875	1,363,411	18.16%
H21	129,236,948	126,661,063	98.01%	8,134,982	1,495,679	18.39%
H22	123,888,269	121,992,099	98.47%	8,125,055	1,769,955	21.78%
H22全体	132,013,324	123,762,054	93.75%			



浜松市における過去10年の市税収入率は、現年分については、平成19年度からの税源移譲により個人住民税の税構造が変更となったため、平成18年度の98.48%をピークとして大幅に低下していたが、平成22年度は、現年分滞納処理体制の強化によって、前年度比0.46%増の98.47%となり、税源移譲前の高い水準まで上昇した。また、滞納繰越分については、15.96%と落ち込んだ平成19年度以外は17%～19%台となっていたが、平成22年度は、差押えを中心とした滞納整理の徹底などの対策によって、前年度比3.39%増の21.78%まで上昇した。

今後も、収入率向上・滞納額削減に向けて、職員が一丸となって、様々な対策に取り組むとともに、市民の皆様にも市税のしくみや現状をわかりやすく情報発信し、税に対する理解を深めていただくことが重要である。

2 市民一人当たりの分析

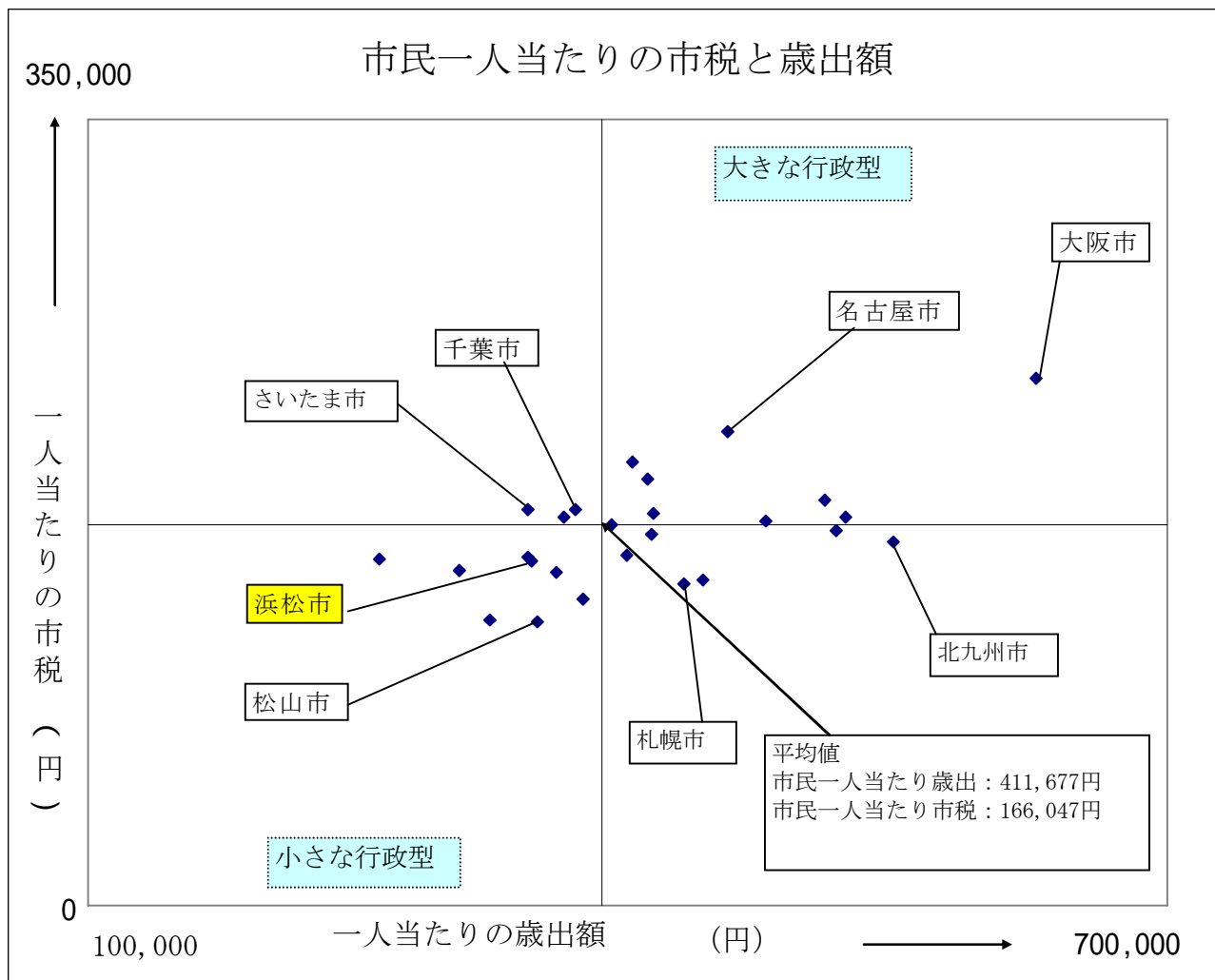
(1) 市民一人当たりの市税と歳出額の関係

大きな行政型：市税も歳出も多い⇒大阪市、名古屋市など

：市税が多く歳出が少ない⇒さいたま市、千葉市など

小さな行政型：市税も歳出も少ない⇒**浜松市**、松山市など

：市税が少なく歳出が多い⇒札幌市、北九州市など



※対象都市は、平成22年度の政令指定都市（19都市）と人口50万人以上の都市
 （宇都宮市、船橋市、東大阪市、姫路市、松山市、熊本市、鹿児島市）

本市は左下の「小さな行政型」に属しているが、市税と歳出額とも主要都市のほぼ平均近くに位置しており、均衡がとれているといえる。

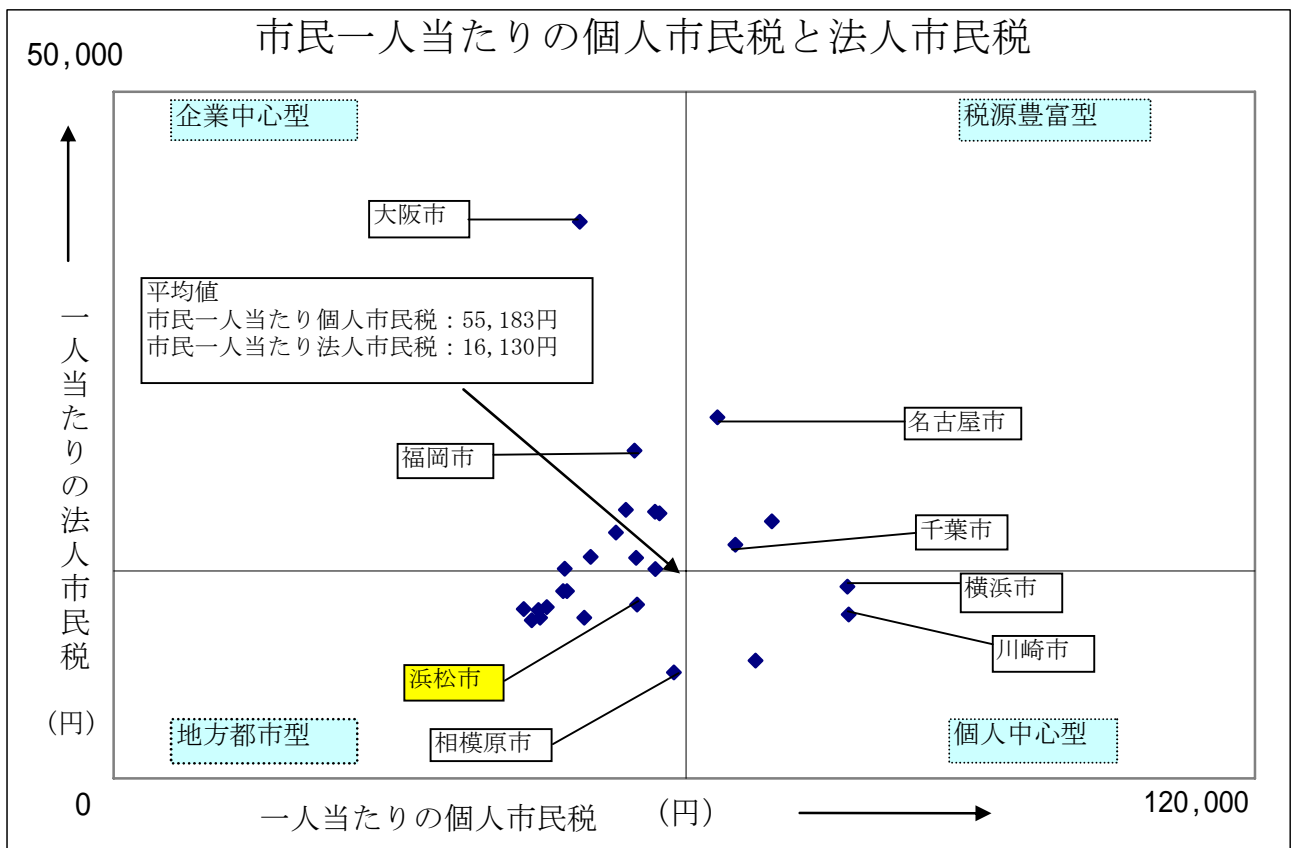
(2) 市民一人当たりの個人市民税と法人市民税の関係

税源豊富型：法人市民税も個人市民税も多い⇒名古屋市、千葉市など

地方都市型：法人市民税も個人市民税も少ない⇒浜松市、相模原市など

企業中心型：法人市民税が多く個人市民税が少ない⇒大阪市、福岡市など

個人中心型：法人市民税が少なく個人市民税が多い⇒横浜市、川崎市など



※対象都市は、平成 22 年度の政令指定都市（19 都市）と人口 50 万人以上の都市（宇都宮市、船橋市、東大阪市、姫路市、松山市、熊本市、鹿児島市）

本市の一人当たりの個人市民税・法人市民税は、ともに対象都市の平均をやや下回っている。

平成 21 年度は「個人中心型」に属していたが、平成 22 年度は個人市民税の落ち込みにより、「地方都市型」となった。

平成 23 年版
浜松市の市税のすがた

平成 23 年 9 月発行

編集・発行 浜松市財務部納税推進課
浜松市中区元城町 103 番地の 2
TEL 053 (457) 2151